

マネジメントシステム認証機関
に対する認定の補足基準
－情報通信品質マネジメントシステム－

JAB MS102:2020

第20版：2020年3月17日

第1版：2007年5月8日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

1. 適用範囲	3
2. 関係文書	3
3. 用語及び定義	4
4. 認証機関に対する要求事項	5
5. 本協会による活動	6
6. TL 9000認証プロセスのための実施規則	6
7. 既存の品質マネジメントシステムからの移行（移行パス）、TL 9000審査工数及び第一 段階審査	6
8. TL 9000認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項	7
附属書A TL 9000審査工数（第5.0版）	8
附属書B TL 9000認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項（第5.0版）	12
附属書C TL 9000認証プロセスのための実施規則（QFE-002）	16

1. 適用範囲

この基準は、TL 9000 Quality Management System Requirements Handbook（以下、TL 9000 要求事項という）及びTL 9000 Quality Management System Measurements Handbookに基づくマネジメントシステムの審査及び認証の能力、一貫性及び公平性、並びにこれらの審査及び認証を行う第三者適合性評価機関（以下、認証機関という）に対する原則及び要求事項を規定する。

備考1：この基準は、JIS Q 17021-1との関係において、JIS Q 17011の7.1.2 b)で規定されている情報通信に係る認定分野に特有の「認定の要求事項を記載した文書」にあたる。

備考2：この基準は、TL 9000 要求事項に基づいて作成したものであり、個々の要求項目の末尾に示した【(項番)】は、各根拠文書の要求項目に対応する項目番号である。また、4.以降のTL 9000 要求事項については、日本ハブが英文を翻訳したものを、技術的内容を変更することなくそのまま使用している。なお、TL 9000 要求事項では、旧附属書は本文から削除され、TIA (Telecommunications Industry Association) のウェブサイト (<http://tl9000.org/>) にガイダンス文書として掲載されている。また、翻訳されたガイダンス文書は日本ハブのウェブサイト (<https://tl9000.org/japanhub/>) に掲載されている。

備考3：認証のためのTL 9000（規格）は、英語版を正とする。

備考4：次の事項について、この基準ではTL 9000要求事項とは異なる訳語を使用している。

- 「company」及び「organization」の訳を「組織」に統一

備考5：TL 9000（規格）中の「ISO 規格」及び「ISO/IEC 規格」は、この基準では次のとおり表記している。

TL 9000 要求事項	JAB MS102
ISO 9000:2015	JIS Q 9000:2015
ISO 9001	JIS Q 9001
ISO 9001:2015	JIS Q 9001:2015

2. 関係文書

次に掲げる文書は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改訂版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能。

TL 9000 Quality Management System Requirements Handbook (TL 9000品質マネジメントシステム要求事項ハンドブック)

(注：TIAから発行されるTL 9000 Alertに則り、規格改訂版を適用する)

TL 9000 Quality Management System Measurements Handbook (TL 9000品質
マネジメントシステム測定法ハンドブック)

(注：TIAから発行されるTL 9000 Alertに則り、規格改訂版を適用する)

TL 9000 Accreditation Body Implementation Requirements (TL 9000認定機関実
施要求事項) Revision 5

Code of Practice for TL 9000 Certification Process (TL 9000 認証プロセスのた
めの実施規則) (QFE-002) (注：TIAから発行されるTL 9000 Alertに則り、文書
改訂版を適用する)

Migration Path to TL 9000 (TL 9000への移行パス) Revision 2

Qualification and Experience Requirements for TL 9000 Certification Body
Auditors (TL 9000認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項)
Revision 5.0

TL 9000 Auditor Time (TL 9000審査工数) Revision 5.0

Advanced Surveillance and Re-assessment Procedure (ASRP) for TL 9000
Certification (TL 9000認証に適用する先進的サーベイランス・再認証手順(ASR
P)) Version 1

JIS Q 9000:2015 (ISO 9000:2015) 品質マネジメントシステム－基本及び用語

JIS Q 9001:2015 (ISO 9001:2015) 品質マネジメントシステム－要求事項

JIS Q 9100 品質マネジメントシステム－航空、宇宙及び防衛分野の組織に対
する要求事項

JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004) 適合性評価－適合性評価機関の認
定を行う機関に対する 一般要求事項

JIS Q 17021-1:2015 (ISO/IEC 17021-1:2015) 適合性評価－マネジメントシステ
ムの審査及び認証を行う機関に対する要求
事項－第1部：要求事項

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

IAF MD1 IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based
on Sampling

IAF MD3 IAF Mandatory Document for Advanced Surveillance and
Recertification Procedures

IAF MD4 IAF Mandatory Document for the use of Information and Commu
nication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes

IAF MD5 IAF Mandatory Document for determination of Audit Time of
Quality and Environmental Management Systems

3. 用語及び定義

国際規格のJIS Q 9000:2015－品質マネジメントシステム－基本及び用語は、この基
準で使われている用語の標準的な定義を含んでいる。これらの定義は、この基準のす
べてのセクションを通して規定の一部である。

4. 認証機関に対する要求事項（根拠文書：TL 9000認定機関実施要求事項 改訂5）

認証機関は、次の事項を行わなければならない。

- 4.1 本協会に、この基準に従ってTL 9000の認証を行うための書面による契約を提出する。【1.1】
- 4.2 本協会に、TL 9000認証の開始前に、認証のプロセスが、この基準の要求事項に適合していることを示す適切な文書を提出する。【1.2】
- 4.3 この基準の8.に従って資格付与されたTL 9000審査員の一覧表を維持する。【1.3】
- 4.4 現在の本協会の基準（JIS Q 17021-1）で定められている、特定の適用範囲の専門的知識及び、電気通信業界での業務経験をもっている要員を、マネジメントチーム又は公平性委員会に擁する。【1.4】
- 4.5 認証決定会議には、TIAが承認したTL 9000審査員研修コースを首尾よく修了し、かつ、試験に合格したメンバーを最低限1名含んでいる。このメンバーは、TL 9000認証決定に関して拒否権を保有する。【1.5】
備考：認証決定会議とは、組織のTL 9000を認証するか否かの決定を行う会議をいう。
- 4.6 この基準の8.で規定された要求事項に合致した審査員を使用する。【1.6】
- 4.7 電気通信業界で適切な業務経験をもつ最低限1人を含む審査チームを使用する（8.参照）。【1.7】
- 4.8 本協会が、認証機関の審査を終え、TL 9000認証機関として認定した後に、登録証にTL 9000の表示を使用する。【1.8】
- 4.10 認証機関が立会い審査を満足に終了できない場合には、認証機関はそれまでに評価した組織に対し、発見された指摘事項の内容及びその重大性に応じた救済の責任をもち、また、その救済策は本協会に同意されること。認証機関の是正処置が本協会によって受け入れられるまでは、認証機関は、新たにTL 9000の審査を行ってはならない。【1.10】
- 4.11 立会い審査としては、TL 9000のすべての要求事項の審査、又はJIS Q 9001からTL 9000へのアップグレードのための審査を使用することができる。【1.11】
- 4.12 TL 9000に適合した組織に対し、TL 9000及びJIS Q 9001規格に対する認証を記述した登録証を発行する。【1.12】

- 4.13 認証された組織に対する認証取消しの基準及び認証取消しの手順を定める。【1.13】
- 4.14 本協会による認証機関のTL 9000認定取消しによって生じるすべてのTL 9000認証組織に対する救済の責任は、取消しの原因となった指摘事項の重大さに対応して、認証機関が負う。本協会はこれらの救済について当該認証機関と合意する。【1.14】
- 4.15 TIAのガイダンス及び移行計画に従って、今後のTL 9000リリースに対する移行支援を行う。【1.15】
- 4.16 TIAが発行するアラート（Information Alert）のうち、有効、かつTL 9000認証に適用される事項への対応を確実にする。
5. 本協会による活動（根拠文書：TL 9000認定機関実施要求事項 改訂5）
- 5.1 QFP-034に詳述された活動の実施
本協会は、必要な場合、QFP-034「第三者有効性検証プログラム」に詳述されている活動を実施する。【2.8】
- 5.2 認定結果
本協会は、この基準に適合した認証機関に対し、認定証又は類似の正式な通知書を発行する。【2.6】
6. TL 9000認証プロセスのための実施規則（根拠文書：TL 9000認定機関実施要求事項 改訂5）
認証機関は、この基準の附属書Cに準拠して審査を行わなければならない。この基準の附属書Cは、「TL 9000 認証プロセスのための実施規則」の第7.2版である。【1.1】
7. 既存の品質マネジメントシステムからの移行（移行パス）、TL 9000審査工数及び第一段階審査（根拠文書：TL 9000への移行パス 第2版）
本協会は、既存の品質マネジメントシステムから、TL 9000への移行を認める。ただし、次の移行パスのどれに従うにしても、TL 9000の申請組織は本協会に認定された品質マネジメントシステムの認証機関によって認証されていなければならない。現行の認証の適用範囲を、認証しようとしているTL 9000適用範囲と対比しなければならない。現行に対する追加分の適用範囲は、TL 9000の要求事項に従い、審査されなければならない。【TL旧附属書D】

現在認められているのは、次の品質マネジメントシステム規格である。

- a) JIS Q 9001
- b) JIS Q 9100

JIS Q 9100認証は、JIS Q 9001による認証と同じ扱いとする。

他の品質マネジメントシステムについては、別途、本協会の承認を得なければならない。

この移行パスは、最初のTL 9000認証プロセスにだけ使用される。引き続き審査活動は、認証機関の標準的な手順に従って実施される。

7.1 移行パス

JIS Q 9001又は他のJIS Q 9001に基づいた品質マネジメントシステムからTL 9000への移行に当たって、組織は適用範囲内に適用される、現在有効なTL 9000要求事項及び測定法のリリースのすべてのTL 9000追加要求事項に適合しなければならない。もしTL 9000へのアップグレードが、独立した審査で実施されるならば、基礎となるJIS Q 9001条項の再審査は必要としない。ただし、TL 9000審査に付随する条項、又は必要に応じ、前回審査以降の適用範囲の調整又は組織の変更に起因する条項を除く。TL 9000へのアップグレードは、JIS Q 9001サーベイランス又は再認証の審査中に実施されるかもしれない。

7.2 TL 9000審査工数

TL 9000審査工数表は、品質及び環境マネジメントシステム審査工数決定のためのIAF基準文書（IAF MD5）に書かれた工数に加える、TL 9000要求事項及び測定法の審査を実行するのに必要な最小現地審査工数を定めている。その表は、認証機関の初回品質マネジメントシステム審査、再認証審査、及び継続するサーベイランス審査のTL 9000部分で費やすべき最小現地審査工数を定めている。TL 9000要求事項及び測定法の審査に割り当てられた日数は、初回審査又は再認証に関する現在のTL 9000審査工数文書にて規定された規則に適合しなければならない。表の最新版はTL9000ウェブサイト (<http://tl9000.org/>) から入手可能である。この基準の附属書A.1及びA.2に、審査工数表を添付する。

7.3 第一段階審査

移行プロセスの一部としての第一段階審査は任意であり、過去のJIS Q 9001又は他の審査からの組織に関する認証機関の知見及びTL 9000予備審査の情報に基づいて決める。

8. TL 9000認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項（根拠文書：TL 9000認定機関実施要求事項 改訂5）

認証機関は、上記事項について、この基準の附属書Bに準拠しなければならない。この基準の附属書Bは、「TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項」の第5.0版である。【1.6】

附則:2020年3月17日以降に実施する認定審査には、第20版を適用する。

附属書 A TL 9000 審査工数（第 5.0 版）

TL 9000 審査工数表 - 要求事項			TL 9000 審査工数表 - 測定法		
有効要員数 (IAF MD 5 参照)	TL 9000 初 回 (注記 10) 及び再認証 (3 年) (審査 人・日)	TL 9000 サ ーベイラン ス(12 ヶ月) (審査人・日) (注記 5)	審査の複雑 さの要因	TL 9000 初 回 (注記 10) 及び再認証 (3 年) (審査 人・日)	TL 9000 サ ーベイラン ス(12 ヶ月) (審査人・日) (注記 5)
1-25	0.5	0.25	低	0.5	0.25
26-65	1	0.5	中	1	0.5
66-125	1.5	0.75	高	2	1
126-625	2	1			
626-1175	2.5	1.25			
>1175	3	1.5			

組織及び CB は、測定法に関するシステム審査の全般的な複雑さを特定するため、測定法システム複雑さ係数ツール (TL 9000 ウェブサイト (<http://tl9000.org/>) からアクセス可能) を用いなければならない。組織及び CB は、そのサイトにて、測定法のシステムを適切に評価するために求められる最小審査人・日を特定するため、その結果 (低、中、又は高) を用いる。CB は、見積りのプロセスの一環として、組織から、測定法システム複雑さ係数ツールを完成するために必要な情報を集めなければならない。

注記：

- この文書の最新版は、TL 9000 ウェブサイトで入手できる。
- TL 9000 審査工数は、上表に示すように、要求事項に関する (審査) 人・日 (有効要員数に基づく) 及び測定法に関する (審査) 人・日 (審査の複雑さ要因に基づく) で構成される。この工数は、品質及び環境マネジメントシステム審査工数決定についての IAF 基準文書 (IAF MD5) にその概要が示されている ISO 9001 現地審査工数に対する、追加分の工数である。
- TL 9000 審査工数表は、TL 9000 の初回、サーベイランス及び再認証審査の際に、認証機関 (CB) が行わなければならない、最小現地審査工数を規定している。この数字には、ISO 9001 の審査工数も、現地審査以外の審査工数も含まない。現地審査以外の審査工数としては、例えば、文書審査、審査前の準備 (<http://tl9000.org/links.html> にある、QFE-002 TL 9000 認証機関のための実施規則を参照) 又は審査後の報告書作成などが上げられる。
- サーベイランス審査工数は、年間の合計審査工数を表す。6 ヶ月間隔のサーベイランス

を受ける組織については、CBはTL 9000 評価の年間の合計審査工数を、12ヶ月の期間内で（複数の）審査に配分できる。

5. 測定法の審査に十分な工数を確保することはCBの責任である。測定法システム複雑さ係数ツールは、必要に応じて、CBによって調整すべき計算上の基準値を提供している。3年の認証サイクルにおいて、登録内の全ての製品及びサービス分類（関連する測定の適切なサンプリング）が評価されなければならない。

測定法の十分な審査をするために工数を増やし得る複雑さの要因

- 製品及びサービス分類の群のより高い数字（例：1-9）及びすべての一連の測定法を必要とする分類群
- 複数の登録（認証専門分野）オプション
- データ収集及び妥当性確認の手動入力に対して、低いレベルの自動化された入力
- 測定法並びに製品及びサービス分類にわたるデータ収集及び妥当性確認に関する異なるプロセス
- 組織にわたる、複数のデータ源
- 組織にわたる、複数の報告主体
- 測定法の収集及び妥当性確認に関連したプロセス及び／又は要員の変化
- TL測定法に関する限られた、又は弱い内部監査プログラム

測定法の十分な審査をするために必要な工数を減らし得る複雑さの要因

- 限られた数の製品及びサービス分類の群（例：1-9）及び／又は登録（認証専門分野）オプション
- サービスのみの分類
- データ収集及び妥当性確認の手動入力に対して、多くの自動化された入力
- 測定法並びに製品及びサービス分類にわたる共通的なプロセス
- 組織全体での限定された数のデータ源
- 組織にわたる、限られた数の報告部署
- 測定法の収集及び妥当性確認に関連し、安定したプロセス及び／又は限られた要員の変化
- TL測定法に関する強固な／成熟した内部監査プログラム

注記：いくつかの上記要因が、測定法複雑さ係数ツールの計算において考慮される。

6. 審査工数表は、単一サイト認証を想定して設計されている。複数サイトの場合については、これよりも多くの審査工数を必要とすることがある。

7. キャンパスは、審査人・日算出のための単一サイトとして考慮される。キャンパスとは、一つの品質マネジメントシステムの下で管理され、すべての建物及び敷地が隣接している、あるいはすべての建物が中央事務所からほぼ半径 32km（20 マイル）以内に位置する、同一地域内の一つ又は複数の建物を運営する組織として定義される。

8. ISO 9001 から TL 9000 へのアップグレード審査のための審査工数は、初回 TL 9000 審査の審査工数と同じである。アップグレード審査が ISO 9001 サーベイランス又は再認証審査も含む場合は、ISO 9001 審査のための審査工数は、TL 9000 審査工数に追加する形で、IAF MD5 に従って計算されなければならない。

9. 地域サイトに関連のない TL 9000 (ISO 9001 を含む) 要求事項、又はプロセスの類似性、異なったタイプの除外等を考慮に入れて、審査工数を削減してもよい。

9.1 CB は ISO 9001 に対する要求現地工数 (IAF Guidance で定義) 及び TL 9000 に対する要求審査工数 (本附属書で定義) を統合し、(その統合された工数に対する) すべての逸脱に対する正当とする理由を含め、実際の審査工数を文書化しなければならない。TL 9000 審査工数は、IAF 基準文書 MD5 にその概要が示されている ISO 9001 審査工数に対する、追加分の工数である。審査工数の決定は、離れたサイトと中央で実施されたプロセスとの関連が確実に考慮されることを可能とすることが望ましい。

9.2 TL 9000 追加要因には、中又は高の複雑さ要因を有する測定法システム、複数の認証専門分野、複数サイト、以前に特定された不適合に対する是正処置を適切にレビューするための時間に関連した要因、及び IAF MD5 で規定された他の要因を含み得る。QFE-002 実施規則によって必要とされるインストール/建設サイトの審査に対応するため、場合によっては、審査工数が加えられる必要もあるかもしれない。TL 9000 削減要因には、小規模サイト、そのサイトに無関係な追加要求事項を含み得る。TL 9000 要求事項に対する審査人・日の最大の削減は、IAF MD5 と一致していなければならない。もし、特定のサイトで、TL 測定法に責任がなく、実施している活動もない場合、そのサイトに対する測定法の最小審査人・日は、ゼロでなければならない。

9.3 一旦、サイトに対しすべての削減が考慮されたならば、CB は、ISO 9001 & TL 9000 統合サーベイランスに対して少なくとも 0.5 日、ISO 9001 & TL 9000 統合再認証に対して少なくとも 1 日、及び ISO 9001 & TL 9000 統合初回認証に対して少なくとも 1.5 日、を認めなければならない。

9.4 CB は TL 9000 審査工数の削減及びその正当とする理由について、AB に承認された、文書化された手順を保有しなければならない。(ISO/IEC 17021-1 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第 1 部: 要求事項を参照。) CB は、プロセスが有効で妥当であることを確実にしなければならない。本プロセスの適用は、各 CB の審査の期間中、AB によって審査されなければならない。

9.5 CB が ISO 9001 & TL 9000 (統合) 審査工数について、IAF MD5 ガイドラインを超えて削減するプロセスを有する場合は、その文書化されたプロセスは、受審する組織毎の承認に代えて、(実施に先立ち) 認定機関が承認しておくことが可能である。もしも審査工数に対する正当性が MD5 に含まれるガイドラインを超える場合は、CB が

力量認定した審査員によって、そのプロセスが十分に網羅されていることを確実にした審査プログラムが開発されるべきである。通知及び正当とする理由については、見積日付以降の 5 営業日以内に AB に送らなければならない。この正当性の記録は、CB により管理されることが望ましい。必要に応じて AB は追加情報を CB に要求する選択肢を有する。

附属書 B TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項（第 5.0 版）

この文書は、米国通信工業会のビジネスパフォーマンスコミュニティ(TIA-BPC)オーバサイト作業グループによって作成されたものである。オーバサイト作業グループによる改版に従い、最新版は常にウェブサイトに掲載される。

この文書の目的は、特定の TL 9000 審査員のレベルである、1)TL 9000 審査員、2)TL 9000 主任審査員及び 3)情報通信技術業界経験審査員（TIEA）に対する資格及び経験を規定することである。

セクション1：一般

品質マネジメントシステム審査員は、少なくとも ISO/IEC 17021-1 の教育、訓練、業務経験及び審査経験を満たし、かつ、次の事項を満たすこと。

- a) 審査経験：直近の 3 年間に ISO 9001 のすべての要素を網羅する最低 20 日間以上で、最低 4 回の審査に参加している。かつ、認証機関の審査プログラム管理者又は同等の人によって決定されるすべての要素を審査できる能力をもっている。
- b) 教育：TL 9000 品質マネジメントシステム要求事項ハンドブック及び TL 9000 品質マネジメントシステム測定法ハンドブックの最新版を含む、資格維持のための認証機関の要求事項に適合している。

セクション 2：TL 9000 審査員に対する資格要求事項

- a) セクション 1 に示す審査員に対する要求事項を満たしている。
- b) TIA-BPC 承認の TL 9000 品質マネジメントシステム 要求事項及び測定法審査コース、要求されているすべての事前必修コース、及び要求されているすべての補足的な審査員訓練を修了し、合格している。
- c) 次に規定するように、測定法に対する TL 9000 審査員の研修プログラムを修了する。
 - i. 各認証機関（CB）の審査員研修者は、情報通信技術業界経験審査員（TIEA）又は TL 9000 主任審査員が TL 9000 要求事項ハンドブックの表 3.2-1 専門分野における認証要求事項に示す通りに被認証組織に適用される測定法のすべての収集、妥当性確認及び報告に関する全審査にオブザーバ参加しなければならない。
 - ii. 審査員研修者によるオブザーバ参加が終了した後、審査員研修者には、TIEA 又は TL 9000 主任審査員の立会いによる測定法専門の審査を実施する又は主導することが求められる。
 - iii. 審査員研修者のオブザーバ参加記録及び立会い記録は、各 TIEA 又は TL 9000 主任審査員及び各認証機関によって承認されなければならない。審査員による研修プログラム修了の確認が出来次第、認証機関は新規審査員に対して審査員研修修了の記録を与えなければならない。この修了記録は、他のすべての TL 9000 認証機関に認められるものである。
- d) TL 9000 審査員は、以下によりその資格を維持すること。
 - i. 3年間で、最低3回の TL 9000 審査に参加すること。

- ii. 電気通信又は情報通信技術業界に関係するテーマに関し、3年間で最低2.0 CEUsを修了すること。その中には、TIA-BPCが要求する追加コース、及び希望するならば、TIA-BPC会議及び／又は作業グループ会議への参加を含むことができる。
- iii. 認められたCEU活動の例については付録Aを参照。

セクション 3：TL 9000 主任審査員に対する资格要求事項

TL 9000 審査を主導する TL 9000 資格の審査員は、次の事項を満たすこと。

- a) 上記のセクション 1 及び 2 に示す審査員に対するすべての要求事項
- b) 審査を主導するための認証機関資格
- c) TL 9000 主任審査員は、以下によりその資格を維持すること。
 - i. 3年間で最低6回のTL 9000審査に参加し、これら審査のうち少なくとも2回は審査チームリーダーとしての役割を果たすこと。
 - ii. 電気通信又は情報通信技術業界に関係するテーマに関し、3年間で最低3.0 CEUsを修了すること。その中には、TIA-BPCが要求する追加コース、及び希望するならば、TIA-BPC会議及び／又は作業グループ会議への参加を含むことができる。
 - iii. 3年間で最初の12か月の間に、TIEAによる立会いのもとでの一審査において、審査チームリーダーとしての役割を果たすこと。
 - iv. 認められた CEU 活動の例については付録 A を参照。

セクション 4：TIEA に対する资格要求事項

- a) TL 9000 審査員（セクション 2）及び TL 9000 主任審査員（セクション 3）に対する要求事項への適合
- b) 直近の 6 ヶ月間に、少なくとも 3 回の TIA-BPC 活動（付録 B 参照）に積極的に参加していること
- c) 直近の 5 年間の関連業務経験（NACE コード又は認証機関によって使用される同等の方法によって定義されたもの）の中で、電気通信又は情報通信技術業界における業務経験を少なくとも 2 年間有すること。又は、
- d) 直近の 5 年間の TL 9000 審査（認証、再認証あるいはサーベイランス審査においてハードウェア、ソフトウェア、及び／又はサービスのそれぞれの専門分野を少なくとも 2 回は対象とする）において主任審査員の役割を最低 10 回（直近の 12 ヶ月間で少なくとも 1 回）遂行していること。
- e) TIEA は、以下によりその資格を維持すること。
 - i. 3年間で、立会審査を含む最低9回のTL 9000審査に参加すること。
 - ii. 9回の審査のうち少なくとも3回は審査チームリーダーとしての役割を果たすこと。
 - iii. TIA-BPCの会議及び／又は作業グループ会議／活動に継続して積極的に参加すること。（付録Bを参照）TIEAは、少なくとも、年間6回の活動に、2四半期に亘る間隔を置かずに参加することが求められる。
 - iv. 電気通信又は情報通信技術業界に関係するテーマに関し、以下のことを含む、3年間で最低4.0継続教育ユニット（CEUs）を修了すること。

- a. TIA-BPC が要求するすべての追加コース
 - b. TIA-BPC 会議及び／又は作業グループ会議への参加
- 認められた CEU 活動の例については付録 A を参照。

セクション 5：資格維持の失敗

資格維持の基準を満たさない審査員は、相当する資格に再分類されなくてはならない。審査員は再度資格付けの満たしていない要求事項を満たさなければならず、再度資格付けされるまで、その審査員レベルの審査をしてはならない。次の例を参照のこと。

1. TL 9000 審査員要求事項を満たさないことにより、セクション 2b で規定された研修及び試験を受け、またセクション 2a 及び 2c 中の要求事項を満たす必要が生じる。
2. もし、TL 9000 主任審査員が、TL 9000 審査を主導するための基準を満たさない場合、セクション 3ci 及びセクション 3ciii 中の要求事項を満たさなければならない。
3. もし、TIEA が、TIA-BPC 活動について満たしていないが、他のすべての要求事項を満たしている場合、TIA-BPC 活動に関する要求事項を満たさなければならない。

これらの資格の再評価は、1年ごとに実施されなければならない。そのプロセスは、認証機関（CB）の責任であり、認定機関（AB）によって監視されなければならない。

セクション 6：実施ガイドライン

この文書の発効日時点で、いずれかの分類に属する TL 9000 審査員は、審査員研修に関する要求事項を免除される。

この文書の発効日時点で新規の審査員は、その要求事項を満たさなければならない。

TL 9000 審査員及び TL 9000 主任審査員の資格を維持する場合、情報通信技術（ICT）での使用に関する IAF 必須文書（MD4）を監査/評価の目的で適用できる。

付録 A 一 継続的専門能力開発活動例

CEU 活動との連携(又は関連手段)	認められる TL 9000 審査員の CEU
TIA-BPC 承認研修コース参加	合格証明書に基づいた CEUs
技術コミュニケーション研修コース参加	合格証明書に基づいた CEUs
審査員研修 上級コース参加	合格証明書に基づいた CEUs
TIA-BPC 作業グループ、地域作業グループ、または（電話会議を含む）認められたサブチーム会議への参加	1 会議当り 1 グループにつき 0.1 CEUs、 1 年間で 1 グループにつき最大 0.9 CEUs
TIA-BPC ベストプラクティス会議参加	会議時間当たり 0.1 CEUs
TIA-BPC 主催の専門分科会(SIG)会議参加	会議時間当たり 0.1 CEUs
TIA-BPC/ TL 9000 説明会または研修の実施（各講座当たり 1 回の修得単位で、講座	会議時間当たり 0.1 CEUs

CEU 活動との連携(又は関連手段) の回数当たりではない)	認められる TL 9000 審査員の CEU
自社の TIA-BPC 代表者により実施される TIA-BPC/ TL 9000 説明会または研修への 参加	会議時間当たり 0.1 CEUs

CEU 活動の修了証または出席証明書が、当然必要となる。

付録B — TIA-BPC参加活動

TIA-BPC活動の例：

- TIA-BPC会議、作業グループ、又は地域会議への参加
- 認定機関／認証機関での会議への参加、研修、KPI又は他の活動中のサブチーム
- すべてのオンライン議論、及びその他、製品分類表サブチームなどの事実上のサブチームに関する活動への貢献
- IGQ RHB及びMHBサブチームへの参加は、二倍として算定される
- エグゼクティブボードの戦略構想チームへの参加
- 翻訳サブチームへの支援提供、他のTL 9000ハンドブックにある承認を保証するTIA-BPCの活動への参加
- TIA-BPCのウェブセミナー
- 審査員ユーザグループ及びワークショップ

(訳注：本文書は 2017 年 9 月 1 日から有効となっている。適用に関する詳細は、Alert 17-007A を参照。)

(訳注：本文書は 2017 年 12 月時点の
http://tl9000.org/abcb/documents/TL_9000_Auditor_Qualifications_R4.2.pdf の訳である。)

附属書 C TL 9000 認証プロセスのための実施規則 (QFE-002)

本文書は TIA ビジネスパフォーマンスコミュニティ (BPC) のオーバサイト作業グループの成果である。オーバサイト作業グループによる改版に従い、最新版は常にウェブサイトに掲載される。

目次

セクション 1 - 序文

セクション 2 - 一般的な認証機関 (CB) の要求事項

セクション 3 - 審査所見の分類と解決

セクション 4 - 認証機関及び組織に対する一貫性のある審査方法の定義と審査基準

セクション 5 - 認定機関 (AB) の監視要求事項

セクション 6 - 測定法審査に対する責任

セクション 7 - 文書変更履歴

セクション 1 序文

本文書は組織、認証機関、及び認定機関を対象としたものである。本文書は、監視を含む、審査プロセスの内容及び一貫性を改善するための情報を含んでいる。

定義

- ・ **修正** — 検出された不適合を除去するための処置 (ISO 9000)。
- ・ **是正処置** — 検出された不適合又はその他の検出された望ましくない状況の原因を除去するための処置 (ISO 9000)。
- ・ **所見には下記を含む** —
 1. 重大な不適合
 2. 軽微な不適合
 3. 改善の機会
- ・ **不適合** —
 1. ISO/IEC 17021-1 3.11 「要求事項を満たしていないこと」に準拠
 2. 不適合は、文書化した是正処置を必要とする。是正処置は、不適合が解決されるため、成功裡に実施され、検証されなければならない。
- ・ **重大な不適合** —
 1. 意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与える不適合。
注記 次の事項は、重大な不適合に分類される可能性がある。
 - 効果的なプロセス管理が行われているか、又は製品若しくはサービスが規定要求事項を満たしているかについて、重大な疑いがある。
 - 同一の要求事項又は問題に関連する軽微な不適合が幾つかあり、それらが

- システムの欠陥であることが実証され、その結果重大な不適合となるもの。*
2. さらに、次の 1 つ又は複数の事項がある場合は、重大な不適合の可能性がある。
 - a. TL 9000 認証／登録の 1 つ又は複数の要求事項が全ての点について欠落、あるいはそれを実施、維持できていないこと。又は
 - b. 以前指摘された軽微な不適合で、効果的な対策がなされていないこと。
- ・ **軽微な不適合**－意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与えない不適合。*
- *©ISO この資料は、国際標準化機構に代わり、米国規格協会（ANSI）の許可の下、ISO/IEC 17021-1:2015 から複製されている。無断複製禁止
- ・ **改善の機会**－組織の品質システムにおいて、改善の余地がある分野を指摘する記述であるが、これには具体的な提案（勧告案）は含まず、組織による処置を要求しないものとする。不適合は、改善の機会として記録されてはならない。

頭字語

AB = 認定機関

CAP = 是正処置計画

CB = 認証機関

Pre-Audit CB Information Package（審査前提出資料） = 予定されている認証審査、サーベイランス審査、又は再認証審査に先んじて、組織が認証機関へ提供する情報

QMS = 品質マネジメントシステム

参考文献：

- ・ ISO/IEC 17021-1:2015 適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 第 1 部：要求事項
- ・ IAF MD1－サンプリングに基づく複数サイトの認証についての IAF 基準文書
- ・ IAF MD4－認証審査／認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関する IAF 基準文書
- ・ IAF MD5－品質及び環境マネジメントシステム審査工数決定についての IAF 基準文書
- ・ 認証の一時停止プロセス
- ・ 登録プロファイルの管理
- ・ QFE-005－TL 9000 審査工数表
- ・ QFE-013－TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項
- ・ BPCE-016－認証機関四半期データ提出

関連文書（オプショナル）：

- ・ ISO 9000 品質マネジメントシステム－基本及び用語
- ・ QFF-014 COP チェックリストガイドライン

- ・ QFF-015 – オプションの測定法ハンドブックチェックリスト
- ・ 認証機関審査員のパフォーマンス監視のためのガイダンス

セクション 2 一般的な認証機関要求事項

認証機関は、TIA BPC が承認した認定機関によって認定されること。認証機関の認定範囲は、認証活動を包含しなければならない（例：ハードウェア、ソフトウェア又はサービス、又はその組合せ）。承認された認定機関は、TL 9000 ウェブサイトに掲載されている (<http://tl9000.org>)。

3年毎の期間内で、認証されている組織の全範囲の100%、並びに適用される TL 9000 要求事項及び測定法の全てを完全に審査しなければならない。この審査報告書には、審査対象の品質マネジメントシステム範囲を明確に文書化しなければならない。

認証機関審査チームは、各審査の終わりに文書化された所見を提出しなければならない。文書による報告は、各審査の完了から30日以内に、また多数サイト審査の完了から30日以内に組織に提出されなければならない。この報告書には、文書化された所見、全体的な審査結論、特筆すべき重要なオーディットトレイル及び提言を含む。

認証機関又は認証機関に関連した機関が、品質マネジメントシステムコンサルティングサービス及び/又は私的な訓練を特定の顧客に提供した場合には、その認証機関は、当該顧客の認証サービスを行うことはできないし、そのサービスが提供された後、2年間は審査員を提供することもできない。

審査は、TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項の要求を満足する個人によってのみ実施されなければならない。

審査報告資料（ISO/IEC 17021-1:2015 9.5.2 項を参考）のレビュー、及び審査チームによる認証の推薦の確認は、当該審査チームのメンバーではない、資格のある TL 9000 主任審査員によって、行われなければならない（QFF-014 COP チェックリストガイドラインを参照）。認証の最終決定は、認証機関によって行われなければならない。TL 9000 主任審査員に対する要求は、TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項（訳注：QFE-013）に規定されている。

（訳注：ここでは、「TL 9000 主任審査員」について述べているが、その上位にある、「情報通信技術業界経験審査員（TIEA）」も当然、レビュー、確認の権限をもつ。）

被審査組織の品質マネジメントシステムコンサルタントが、審査に同席する場合には、そのコンサルタントは、オブザーバとしての役割に限定される。

全ての重大な不適合は、TL 9000 登録証発行前に是正されなければならない。全ての不適合は、認証機関の標準業務規程に従って処理する。

認証機関は次の事項を満たすことを条件に、ISO 9001 の登録証上に TL 9000 に適合していることを言及することが認められる。

- a) この実施規則に従うことを組織と契約する。
- b) TL 9000 登録証を発行することを、TIA BPC が承認した認定機関によって認定されている。

認証機関は、TL 9000 規格の解釈についての紛争を解決するプロセスをもつこと。

全ての認証機関は、BPCE-016 認証機関四半期データ提出文書のとおり、四半期毎、ITA BPC に審査データを提出しなければならない。これを実施しない場合、認証機関四半期データ提出文書に詳述されているように、認証機関の一時停止をもたらす。

セクション 3 審査所見の分類と解決

不適合プロセス

認証機関は TL 9000 審査において発見された重大又は軽微な不適合を解決させるための文書化されたプロセスを有しなければならない。

不適合解決のプロセスは以下のものを含まなければならない。

1. 各不適合に対する是正処置計画（CAP）は、組織の審査報告受領より 30 日以内に認証機関によって受領されなければならない。この CAP は、封じ込め／是正、根本原因解析及び実施締切日を含まなければならない。認証機関は提案された CAP に対してタイムリーに回答する必要がある。重大な不適合に対する組織による解決策は、組織の審査報告書の受領から 90 日間を超えない認証機関が示す期限内で CAP を実施したことに対する容認可能な証拠を必要とする。軽微な不適合の組織による解決策は次の予定されている審査までに CAP を実施したことに対する容認可能な証拠を必要とする。これらの解決期間に対する例外は、認証機関によって承認され、組織によって完全に正当化され、文書化されなければならない。特に、正当化及び文書化がない限り、是正処置の有効な実施の検証のため、重大な不適合に対する 90 日以内のフォローアップのための訪問が必要となる。
2. TL 9000 登録証は以下の事項が満たされるまで発行してはならない。
 - a) 全ての重大な不適合が完全に解決されている。
 - b) 軽微な不適合が完全に解決されている、又は是正処置計画が上記で要求されている期限を満たすように決定されている。
3. 認証された組織は、登録証の期限が切れる時点において、前回審査からの期日超過の軽微な不適合がある場合又は、未解決の重大な不適合がある場合には再認証を受けることができない。サーベイランス審査の後、重大な不適合を期限内に解決しなかった場合、TL 9000 認証取消に至らなければならない。登録証は、不適合を解決した後、回復されることがある。

認証機関は、審査中に検出された所見が、セクション 1 に列挙された所見の定義に従って記録することを確実にする文書化されたプロセスを持たなければならない。このプロセスには、検出された審査所見の数及び種類：重大、軽微及び改善の機会の評価を含まなければならない。プロセスには、一貫して、審査所見を誤って分類している個々の審査員を調査し、必要に応じて、パフォーマンス改善することを含まなければならない。

備考：これらの評価に際して考慮すべき要素に関する追加情報については、tl9000.org のウェブサイトにある「審査員のパフォーマンス監視のためのガイダンス」及び他のガイダンスを参照のこと。

重大な不適合及び軽微な不適合の例

重大な不適合：

- ・ 要求事項や測定法ハンドブックにおける、ある項目の全ての点が欠落している場合。
- ・ 組織の構造的な欠陥により、効果的な内部監査及びマネジメントレビュープロセスが実施、維持されていない場合。
- ・ システム要素の基本的な目的が達成できていない場合。例えば、校正の基本的な目的とは、測定機器が目的とする用途に関わる要求事項に適合していることを確実にすることである。
- ・ 製品あるいはサービスに適用される法的／法令上の要求事項に従っていない場合。
- ・ 規格要求事項、プロセス又はシステムの一部の同一要素において、複数の軽微な不適合事項が存在し、それらを総合的に見ると組織のシステムの機能停止を示している場合。
- ・ プロセスがコントロールできなかったこと、あるいはシステムの欠陥が直接の原因となり、不適合製品が出荷される可能性がある、あるいは不適合サービスが提供される可能性があることが合理的に判断される、あるいは経験によって示される場合。
- ・ 決められた実施期限に対して、進捗と追跡を示す証拠が整っている場合を除き、認証機関により前回指摘された軽微な不適合事項の修正を行っていない場合。
- ・ 測定法ハンドブックに定める計数／除外ルールと整合しないデータを常に提出している、又は前回データが不正確であると判明しているにもかかわらずデータの再提出を故意に行っていない場合。

軽微な不適合：

- ・ プロセス、手順あるいはマネジメントシステムにおいて観察される欠陥であるが、供給製品におけるリスクが最小限であることが判断される、あるいは経験によって示すことが可能な場合。
- ・ TL 9000 の要求事項あるいは測定法ハンドブックに規定された要求事項を効果的に実施していないシステムの不適合で、重大な不適合と判断されない場合。

セクション 4 認証機関及び組織に対する一貫性のある審査方法の定義と審査基準

認証機関及び組織の一貫性を要求する分野が3つある。
以下の各セクションに要求事項を示す。

審査前情報

認証機関は、計画された審査の少なくとも3週間前（又は合意の時間枠内）までに、組織から下記情報及びデータを入手することが要求される。

1. 審査を受けるサイトの認証範囲内の人数を列挙する。
2. 認証範囲内で実施されるプロセス（例：開発、技術支援センター、コーディング、製造、訓練、修理など）及び適用される要求事項及び測定法ハンドブックの要求事項の要素を列挙する。審査を受けるサイト毎にそのサイトで実施されるプロセスを列挙する。注記：例として、適用可能性の表は、tl9000.org のウェブサイトにて入手可能。
3. 審査を受けるサイトに適用可能な製品分類を列挙する。
4. ハードウェア、ソフトウェア及びサービスで分けられた所在地ごとの TL9000 認証範囲の製品を列挙する。さらにその製品をサポートしている**全ての主要な外部委託先**（例：基板製造、開発、設計）及びそれらの所在地を列挙する。
5. 重大な組織変更、買収、外部委託、又は前回の審査や認証の契約承認以降発生した、重大な変更に関する情報を提供する。
6. 組織は前回の審査前提出資料を再利用できるが、変更があった部分を明確に表示しなければならない。

認証機関は、下記の審査前の準備に関する要求事項を実施する必要がある。

1. 要求される時間枠内に、必要な審査前提出資料を入手する。
2. 審査を計画する際に、組織から提供された審査前提出資料を利用する。
3. 審査前提出資料は、必須の記録である。

注記：サーベイランス審査及び再認証審査を期限間際に計画している組織は、審査前提出資料が要求事項に適合しない場合、登録証が一時停止になるリスクがある。サーベイランス審査及び再認証審査は、期限前に余裕をもって計画することを推奨する。

現地審査の要求事項

現地審査では、認証機関は下記を要求される。

1. 最新版の ISO/IEC 17021 「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する要求事項」に適合する。
2. 審査前提出資料が最新であることを確認する。
3. 期日超過の是正処置及び期日超過とはみなされないが、9 ヶ月経ってもまだ完了していない是正処置のサンプリングを含む是正処置システムプロセスの有効性をレビューする。
4. 文書化に関する要求事項をレビューする場合、現在実施されていることが、文書化され

た手順に反映されており、適用可能な TL 9000 リリースと一致していることを確認する。

5. 前回の認証機関審査以降の、顧客に関する TL 9000 審査所見及び顧客満足結果をサンプリングしてレビューする。
6. 組織に対する関連する正式な苦情で、認証機関に登録されているものの進捗状況を追跡調査する。
7. 関連製品のリコールの根本原因をレビューし、その審査時の追加的焦点となるプロセスを特定する。
8. TL 9000 測定法に対する審査方法には、下記のセクション 7 に従って収集、妥当性確認、及び提出を含むようにする。
9. 審査の対象となるこれらのプロセスに対しては、プロセスレビューに当該プロセスの有効性の評価を含まなければならない。

認証機関によるインストールのサイト審査ガイダンス（組織の範囲に 7.1.1 及び 7.1.4 を含む組織に適用 *訳注：7.1.1 インストール及び 7.1.4 電波塔建設は測定法ハンドブック製品分類表の項番）

初回認証及び 3 年毎の認証サイクルの期間で少なくとも 1 回、認証機関は、活動中のインストールサイトについて少なくとも 1 つの審査を実施しなければならない。この審査は、IAF MD4 に従って、実施することができる。全ての適用可能なプロセス要求事項が、この割り当てられた時間で網羅されなければならない。組織は、サイトへの立ち入りのため、顧客及び審査チームとの間で必要とされる全ての取り決めの調整を行わなければならない。

実施中のインストールに対する現地審査が実施されないとき、3 年の認証サイクルのうちの残りの審査の間に、

- ・ 組織はプロセス審査をするため、管理を行う場所において、または電話会議により、インストール作業者に対応させなければならない。
- ・ 組織は、遠隔で実証され得る全ての適用可能なインストールプロセス要求事項に対する証拠（例：訓練記録、試験記録、校正記録）を提供しなければならない。
- ・ もし、審査の結果、認証機関が、実施中のインストールに対する現地訪問が必要と判断する場合、組織は、適切な時間内に、適切な手配をしなければならない。

審査後の要求事項

認証機関は、ISO/IEC 17021 の審査要求事項への適合を確実にするために、審査報告書の監視を行う必要がある。そして、本文書の実施規則内の項目が適用可能でない場合でも、その項目が審査報告書内で触れられ文書化されている、という証拠を含めることが必要である。

セクション 5 認定機関の監視要求事項

認定機関は、TL 9000 認証機関監視（立会）審査の間、認証機関の審査が本文書「TL 9000 認証機関のための実施規則」に従っているかを検証する必要がある。

認定機関は、TL 9000 認証機関のための実施規則の**参考文献**のセクションに列挙された文書への適合性を検証することが要求されている。

セクション 6 測定法の審査に対する責任

審査の間、各認証機関は、全ての測定法プロセスが、定義と要求事項を含む、TL 9000 測定法の有効性を確実にするために、適切に機能し効果的であることを検証する責任がある。下記の情報は、認証機関審査員に対する期待を明確にするために利用することができる。このガイダンスは、何ら追加の要求事項を特定することを目的としているのではなく、TL 9000 ハンドブックにある要求事項を明確にするためだけである。明確化だけが目的なので、追加の審査日が必要になることはない。

下記の認証機関審査員の責任は明確に定義されなければならない：

1. 認証機関は、組織が下記の事項を含む、文書化した適切なシステムを持っていることを検証しなければならない：
 - a. 測定データの収集：「測定法ハンドブック」、3.5.2 項 a), c)–j) の大部分(全てではない場合も)、及び b) の収集/提出に関する部分は、現地に赴く前に検証することが可能である。
 - b. 「測定法ハンドブック」、3.5.2 項に準じた測定データの妥当性の確認。認証機関は、TL 9000 要求事項の効果的実施を確実にするために必要な深さまで審査しなければならない。(下記の 8 項参照)
 - c. 「要求事項ハンドブック」の 5.4.1.C.1 項 (RHBr5.5)又は 6.2.1.C.1 項 (RHBr6)及び「測定法ハンドブック」3.2 項 a) 及び b) に準じた測定データの報告。
2. 測定値使用法に関する、測定法ハンドブック 3.1 項の要求事項に従い、TL 9000 測定法が組織内部で利用されていることを確実にする。これには、マネジメントレビュー、継続的改善のための品質/戦略的目標の設定、結果/傾向のレビュー、及び組織の設定した品質/戦略的目標から逸脱する全てのパフォーマンスに対する是正処置計画が含まれる。それらは、「要求事項ハンドブック」5.4.1.C.1 項 (RHBr5.5)又は 6.2.1.C.1 項 (RHBr6)、5.6 項 (RHBr5.5)又は 9.3 項 (RHBr6)、8.5.2 項 (RHBr5.5) 又は 10.2 項 (RHBr6)、及び「測定法ハンドブック」3.1 項の第 1 ハイフン及び 3.5.2 項 i) と j) に準じたものとなっている。
3. 「測定法ハンドブック」の 3.2 項 b) 及び 4.2.8 項 b) に規定されているように、なんらかの測定データが「EXEMPT」として識別される場合、その除外に対する文書化された理由付けが、認証機関審査員により妥当か否かレビューされ、認められなければならない。認証機関審査員は、当該組織の顧客から要求された場合、この文書がレビューできることを確実にしなければならない。この主張された除外項目もまた、組織の認証プロフィールに明記しなければならない。

4. 認証機関審査員は、「測定法ハンドブック」3.1 項に準じて、測定法が顧客／組織の関係で利用されていることを検証しなければならない。
5. 認証機関審査員は、「測定法ハンドブック」3.5.2 項 n) 及び o) に従って、必要な情報が供給者を含む組織によって共有されていることを検証しなければならない。
6. 認証機関審査員は、「測定法ハンドブック」3.1 項の第 3 ハイフン、3.2 項 a) 及び b)、3.5.2 項 b) – h)、及び 3.5.2 項 k) に完全に従って、測定データが TL 9000 管理者 (UTD) に報告されていることを検証しなければならない。これには、データ提出受領書の下記についてのレビューが含まれる。
 - a. 「Passed」の文字表示
 - b. 「EXEMPT」の文字表示
 - c. データ提出受領書中の全ての注記又は勧告
 - d. 一時停止猶予

さらに、認証機関審査員は、下記についても検証しなければならない。

- e. 全ての要求した除外は、文書化され、妥当である。
 - f. データ提出受領書に「EXEMPT」として表示される全ての項目は、測定法ハンドブックと上記 3 項に完全に適合している。
 - g. 前回審査以降の組織データ提出履歴。
7. 現在のパフォーマンスが、TL 9000 測定法に対する組織の設定された品質／戦略的目標からの望ましくない逸脱がある場合、その是正処置がとられ、文書化され、プロセスが追跡されているということを認証機関審査員は検証しなければならない。検証は「測定法ハンドブック」3.1 項 a)、3.5.2 項 i) と j)、及び 3.5.5 項 c)、並びに「要求事項ハンドブック」8.5.2 項 (RHBr5.5) 又は 10.2 項 (RHBr6) に準じて行わなければならない。
 8. 認証機関審査員は、収集した測定データが認証範囲、認証選択肢 (HSV)、及び製品分類と一致していることを検証しなければならない。検証は「測定法ハンドブック」3.2 項の a) 及び b)、そして 3.5.2 項 c) に準じていること。これは現地審査活動の前に実施することが可能である。
 9. 認証機関審査員は、実際のデータ提出をレビューして、要求される測定データに対する計数ルールの適切な実施を検証しなければならない。また、このチェックは、最小で 1 年分のデータの一貫性をレビューするためのものである。但し、認証組織及び/又は新製品が認証されて 1 年以内の場合、データは、少なくとも認証組織及び/又は新製品が認証されている期間にわたりレビューしなければならない。初回認証審査に対しては、認証以前のデータ提出 (最低連続した 3 ヶ月のデータ) の検証が必要である。上記事項は、測定法ハンドブックの要求事項 3.3.1 項第 1 ハイフン及び 3.5.2 項の a) 及び b) に基づいて実施されなければならない。
 10. サーベイランス審査または再認証審査の一環として組織がその認証を測定法ハンドブックの新版にアップグレードする場合、少なくとも直近の月のデータ提出にはハンドブックの新版を使わなければならない。認証機関審査員は、全ての関連する計数ルールの変更が要求されている測定に正しく反映されていることを検証する。

11. 上記要求事項に対するサンプルの大きさは、認証機関の裁量に任されているが、サンプリングされた測定データの評価の深さは、正確で包括的な計算、計数ルール、報告のメカニズム、さらに測定データの妥当性を保証するレベルであることが期待される。測定法の審査に費やされた実際の工数は文書化され、技術報告書レビューアによって検証されなければならない。
12. 認証機関審査員は、各審査期間中に、「測定法ハンドブック」の 3.4.1 項及び 3.5.2 項 c) の妥当性を裏付けるため、登録管理システム (RMS) に含まれている認証情報 (例えば、認証範囲、製品分類、所在地など) が、最新かつ正確であることを確認しなければならない。これは現地審査活動の前に開始することが可能である。
13. 認証機関審査員は、組織が選択した製品分類が、その組織の製品に対して適切であり、「測定法ハンドブック」 3.5.2 項 c) に準じていることを確認しなければならない。これは現地審査活動の前に実施することが可能である。

セクション 7 文書変更履歴

このセクションには、JAB 認定基準として、明記することが必要な技術的要求事項を含まないこと、及び本文書頁数を不要に増やすことを考慮して、本文書での記載は略す。

訳注セクション 6 の原文中には「セクション」、「サブセクション」と表記されているが、和訳した場合、煩雑になるので、例えば「3.5.2 項 c)」のように表記した。

改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2007.05.08	TL PM	MS技術委員会
	(中略)			
8	<ul style="list-style-type: none"> 「TL9000認証機関のための実施規則」第6版の発行に伴う附属書の差換え ISO/IEC 17021:2011発行に伴う引用文書の見直し 	2011.06.15	TL PM	MS技術委員会
9	<ul style="list-style-type: none"> TL 9000 Quality Management System Measurements Handbook Release 5.0発行に伴う見直し 関係文書の見直し 	2012.11.05	TL PM	MS技術委員会
10	<ul style="list-style-type: none"> TL 9000 Quality Management System Measurements Handbook Release 5.5発行に伴う見直し その他、クエストフォーラム発行のTL 9000関連文書最新版の反映など 	2014.04.04	MSマネジャー	MS技術委員会
11	「附属書B TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項」の基礎となる文書の改定に伴う見直しなど	2014.10.01	MSマネジャー	MS技術委員会
12	「附属書B TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項」、「附属書C TL 9000 認証機関のための実施規則」の基礎となる文書の改定に伴う見直し	2015.06.22	MSマネジャー	MS技術委員会
13	<ul style="list-style-type: none"> 認定機関実施要求事項 改訂5版、TL 9000認証機関のための実施規則 第6.2版、TL 9000要求事項リリース6.0発行への対応 その他引用文書の最新化ほか 	2016.10.1	TL-QMS PM	MS技術委員会
14	TL 9000審査工数（R5.0）改定への対応	2017.04.01	TL-QMS PM	MS技術委員会

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
15	TL 9000 認証機関のための実施規則 (R7.1) 改定への対応	2017.06.01	TL-QMS PM	MS技術委 員会
16	・ TL 9000 Quality Management System Measurements Handbook Release 5.5発行に伴う見直し他	2017.10.10	TL-QMS PM	MS技術委 員会
17	主に次の文書改訂に伴う見直し ・ TL 9000認証プロセスのための実施規 則 第7.2版 ・ TL 9000認証機関の審査員に対する資 格及び経験要求事項 第4.2版	2018.01.01	TL-QMS PM	MS技術委 員会
18	誤記修正	2018.04.10	TL-QMS PM	MS技術委 員会
19	「TL 9000 認証プロセスのための実施規 則」改定版の反映他、編集上の修正	2019.02.01	MSマネジャ ー	MS技術委 員会
20	・「TL 9000 認証機関の審査員に対する資 格及び経験要求事項」改版に伴い、附属 書Bにおいて以下を修正 -TL 9000 審査員及び TL 9000 主任審査 員の資格維持のために MD4 が適用でき るように変更。 -クエストフォーラムを TIA-BPC に置き 換えた。 -付録Aにおいて作業グループ参加の CEUs を、1グループ 1 会議につき 0.1CEUs、1 年間で 1 グループにつき最 大0.9CEUs に変更。(以前は、1 グルー プにつき年間 1.5 CEUs) ・ IAF MD3 廃止にともない、ASRPに関 する手順を削除	2020.03.17	MSマネジャ ー	技術部長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。